

第14回 自治区制度等行財政改革推進特別委員会記録

日時：令和2年12月7日（月）
12時57分～14時13分
場所：全員協議会室

【委員】澁谷委員長、岡本副委員長、三浦委員、村武委員、串崎委員、芦谷委員、道下委員

【議長・委員外議員】西川議員

【執行部】砂川副市長、石本教育長、岡田地域政策部長、河上教育部長、篠原金城支所長、佐々尾旭支所長、外浦弥栄支所長、田城三隅支所長、邊地域政策部副部長（まちづくり推進課長）、村木生涯学習課長、佐々尾金城支所防災自治課長、細川旭支所防災自治課長、三浦弥栄支所防災自治課長、小松三隅支所防災自治課長

【事務局】浜野書記

議 題

1 議案第73号 浜田市まちづくりセンター条例の制定について **【全会一致 可決】**

2 その他

○次回開催 月 日（ ） 時 分

【議事の経過】

(開 議 12時 57分)

澁谷委員長 ただいまより自治区制度等行財政改革推進特別委員会を開会する。出席委員は7名で定足数に達している。
それでは、本委員会に付託された議案1件の審査に入る。

1 議案第73号 浜田市まちづくりセンター条例の制定について

澁谷委員長 執行部から補足説明はあるか。
まちづくり推進課長 (以下、資料をもとに説明)
澁谷委員長 説明が終わった。委員から質疑はあるか。
串崎委員 今日話少し出た気がするが、最後の85番に書いてある「評価検証組織を立ち上げて、今後3年検証される」とのことだが、この組織はどのようなメンバーか。何人くらいを構想しているのか。
まちづくり推進課長 総合振興計画審議会の中に、まちづくり推進条例とまちづくりセンター検証組織として設置したいと考えている。委員に就任いただく方は、コミュニティセンター化検討部会の委員の皆様、12名を中心をお願いしていきたいと考えている。
串崎委員 もう少し検討していただきたい。また1番の目的、推進計画を策定するとあるが、これは今どのような段階か。
まちづくり推進課長 協働のまちづくりに係る推進計画は、現時点ではまだ着手していないが、協働のまちづくり推進条例を策定し、その条例の基本理念に基づいて浜田市として協働のまちづくりを進めていく方針なので、それを具体化した推進計画ということで策定していきたい。
串崎委員 まだできていないとのことだが、これ3月なのである程度できていてもおかしくない。早急をお願いします。
最後に、まちづくりコーディネーターについて。5名で、今度のメインというか、この方々にある程度力を発揮してもらわねばうまくいかないかと想像している。17日間の会計年度任用職員もしくは今回退職された職員を使うか、どちらでもという雰囲気だが、私が思うにここはきちりした職員、係長レベルの職員を例えばブロックに1人入れて、連携を取らないとうまくいかないのでは。もっと言えば全員職員ぐらいにして、軌道に乗ってからコーディネーターに任せるなど、軌道に乗るまでは市主導できちりされたほうがよいかと感じているがどうか。
まちづくり推進課長 確かにコーディネーターは非常に重要な役割と考えている。現在は17日勤務の会計年度職員を想定している。ご提案のように係長級職員の配置との提案だが、全庁的な職員配置計画もあるのでそこの調整にもなるが、ブロックごとの連携や役割

- は、5人のコーディネーターとは別に、総括できるような人材というか、例えば社会教育アドバイザーのような役割を5人の調整役として担っていただきたいと思うし、本庁と支所にまちづくり担当部署もあるのでそこ連携しながら各自治区、支所の業務に携われるような形をとっていきたい。
- 申崎委員 お気持ちはわからないでもないが、今回一番重要なところでもある。当然、館長も17日勤務の方がいるし主事もそうである。全て普通の職員でない方が携わるのだが、一番大事な部分をそういう人に全部任せてよいのか。本気度が見えない感じがする。ある程度軌道に乗るまではしっかりした職員が担うほうがよいのでは。
- まちづくり推進課長 コーディネーターの人材は非常に大事だと思っている。コーディネーターの人選については、これまでまちづくりに携わってこられた方や公民館活動に長年携わってこられた方、そういった経験のある方を含め配置したい。市の正規職員は3年や5年で異動することを考えると、専門的知識を持ったコーディネーターということで会計年度任用職員であってももしっかり対応できるようにしていきたい。
- 三浦委員 コーディネーターの話が出たので伺う。まずコーディネーターに求める業務内容、どういうところに期待されているのか。
- まちづくり推進課長 地域によっても異なると思うが、まちづくりセンター相互連携、まちづくり活動、社会活動などの一層の推進。まだ地区まちづくりセンターができていないところには設立の支援や連携を図るということで、コーディネーターに積極的に関わっていただきたいイメージを持っている。
- 三浦委員 連携に何を期待されるのか。
- まちづくり推進課長 1つのまちづくりセンターではできない部分の連携もあるし、複数のまちづくりセンターが連携して何かに取り組む方法もあると思うし、ほかのまちづくりセンターが課題解決に向けてどういう取り組みをしているかの情報共有という連携もある。いろいろな形の連携があろうと思う。いずれにせよまちづくりセンター相互の情報共有や取り組みの共有という役割をイメージしている。
- 三浦委員 確認するが、今回の条例ができることで、公民館がまちづくりセンターに機能強化されて、まちづくり活動を推進する、そういう拠点にバージョンアップする中で、コーディネーターに求められるのは、こういう活動を起こしていこうということに対するアドバイスよりは、あくまでほかの地域の事例の情報提供や、支所に配置される予定だと伺っているが、なぜ支所に配置するのかの理解も私は不十分であるが、あくまで例えば支所エリア内の公民館の連携をあくまで図るための役割なのか。私

は活動について具体的なアドバイスを含めてのポジションか
 と思っていた。今予定されている5人が、地域の活動に対して
 具体的な、活動が推進されるアドバイスができるような専門人
 材を期待していたのだが、先ほどの課長の説明だと私が思っ
 いたのと違うのかと感じた。

まちづくり推進課長

先ほどは連携に特化してご説明したが、コーディネーターの
 役割は三浦委員がおっしゃったように、実際に地域に入って課
 題解決の取り組みを地域と一緒にする位置づけだと思ってい
 る。

三浦委員

そうなると、例えば会計年度任用職員制度で、17日勤務でそ
 れぞれ5人とのことだが、ある部分では専門的知識を持った事
 業者や専門家の派遣という形で、委託としても出せるのではと
 か、17日間支所かどこかの席に常にいる必要はないと思う。そ
 こはどのような検討をされてこの制度設計に至ったのか。もう
 少し詳しく教えていただきたい。

まちづくり推進課長

5人のコーディネーターの動きについて、基本は各支所への
 配置と説明させていただいているが、場合によっては5人でチ
 ームを作り、特定の支援を特に必要としているまちづくりセン
 ターに入ってその期間に集中的に事業を起こして支援するこ
 とも考えられるし、具体的なところはまだ人選ができていない
 ので、どういった分野にたけている5人になるかも未定なので、
 そこを見据えての具体的な動きになろうかと思うが、柔軟な動
 きになるように、5人がそれぞれ各支所で公民館に入っていく
 形もあれば、5人がチームを組んで特定のまちづくりセンター
 に入って支援ができるような選択肢もあろうかと思う。

三浦委員

新しい活動を生み出していく、今されているところもあるが、
 今までできなかったところを活動推進ということで補っていく
 ことがコーディネーターの役割にも込められている。そうす
 ると、これまでの公民館での職場経験や行政経験では補えない
 能力が求められる。だからコーディネーターだと思う。今まで
 の活動の延長線上にある、要は一人役プラスというようなコー
 ディネーターの配置だと、この条例でうたわれている目的を達
 するには直結しない制度だと、今の説明を聞いても思う。

そのところはこの条例が可決されてからの制度設計の具体
 的なところになると思うが、しっかり条例にうたわれている活
 動が推進される体制をとっていただきたい。

もう1つ、これは確認なのだが、あくまで今回の条例改正に
 よって行われる、公民館からまちづくりセンターに移行して活
 動の機能強化をするというのは、地区にあるまちづくり推進委
 員会の事務局を担うことでは決してない。場合によってはそれ
 が時限的なのかどうか分からないが、地域のまちづくり活動を

推進するために事務局の機能をどうしても担わねばならないことは場合によってはあるだろうが、まちづくりセンターにすることがイコールまちづくり推進委員会の事務局を担うことではないと私は思う。そのように今までの委員会の中で理解してきたと思うが、誤解のないようにここをしっかりとやっておかないと、これからまちづくりセンターに移行していくときに、まちづくり推進委員会の方、あるいはまちづくりセンターの方が、事務局を担えばよいのだという意識で地域活動に臨んでいくと、そこがゴールになってしまったら少し違うと思う。その先に社会教育をベースにしたまちづくりを推進していくというのがうたわれている条例であるということは、社会教育の考え方でいくと市民の主体性といったところを大事にしていくということで、事務局が全部担うのではなく自分たちが考えて活動していくことを推進していこうということ。つまりまちづくりセンターが事務局を担うことではない。そこをしっかりと理解していただきながら一緒に行政とまちづくりセンターが、そういう形で地域にかかわっていかないと、この条例の意図するところは達成できないと思う。なので、誤解なきようその説明をしっかりとしていきたい。もう一度、考え方を確認しておきたい。

まちづくり推進課長

まちづくりセンターがまちづくり推進委員会の事務局を担う部分については、現状、地域によってはそういった仕組みを取られているところもある。協働のまちづくりの考え方があり、一律に全ての地域においてまちづくり推進委員会の事務局を担うことは想定していない。ただ地域によってはそういった体制が必要である、望ましいということであれば、それを否定するものでももちろんない。今後各地域に説明に回ることになるが、そのあたりを誤解のないように説明していきたい。

地域政策部長

最初の指摘されたことはもっともだと思う。コーディネーターが地域のいろいろな活動を支援するのはスタートする時点でばらつきがあり、まずそれを同じにしないといけないのではということもあり、まずそこを強化する意味と、さらに新しい社会教育に根差したまちづくりを行っていくときに、そこに対してアドバイスできる、そういうバランスを取りながらやっていく。そういう人選を考えたい。

あとの質問だが、基本的にはまちづくりセンターはその地域活動を行っていくためのアドバイスであったりファシリテーション、気づいてもらうような、そこがメインだろうと思っている。事務局を担うこともあるが、それは地域の実情にもよるが、機能としては結びつけていたり、アドバイスしたり、ファシリテーションしたり、それが中心になっていくのだと理解

- 村武委員 している。
- 村武委員 質問意見書が出ているので、制度項目に沿っていききたい。2ページの④業務だが、13番に情報提供の充実とある。ホームページの活用ともある。今までの公民館はおそらく公民館単位のホームページやSNS発信は特にしていない。公民館職員からそういう希望はたくさんあったがなかなかできなかった。このように書かれているということは、まちづくりセンターになればできるのか。
- 生涯学習課長 現状としては公民館単独のホームページは確かでない。またSNSもない。その理由としては、特にSNSは肖像権等々の研修等の実施が公民館職員には薄かったこともあり、SNSは認めていない。ホームページは生涯学習課で一括でのまとめページを設けており、公民館だよりを毎月最新号を載せているところもあれば、地域オリジナルでやりたいがために、どうしても子どもの顔などがあるので、やはりそこは控えさせていただきたく、紙媒体で配りたいという公民館もあるので、現状ではホームページは生涯学習課が一手に担っている。
- まちづくり推進課長 4月以降まちづくりセンター化になったら、先ほどの現状説明のとおり情報発信が不十分だと思っているので、どういう媒体を使うかはまだ具体化していないが、今まで以上の情報発信をやっていききたい。
- 村武委員 このところ情報発信は本当に大事だと思うのでしっかり検討していただきたい。まちづくりセンターになっても、公民館のように目が行き届かない部分がたくさんあると思う。そういったことが懸念になって今までできなかったのだろうと思う。そこをしっかりと考えていただきたい。
- まちづくり推進課長 それから5ページの使用料及び減免について確認したい。まず浜田市民以外の方が使われるときは減免されないとのことだが、現在公民館を利用されているのは、グループ内に浜田市民もいれば市外の方もいる。この市民とはどこを見ての市民か。
- まちづくり推進課長 現在想定しているのは、申請される方が浜田市民かどうかで判定したい。
- 村武委員 営利目的としての部分だが、まちづくり組織が営利を求めているのではないが利益が出る活動もあると思う。それはどうか。
- まちづくり推進課長 営利事業等の定義がまだ市でも正確に整理できていない。これについては具体的な例示をあげられるよう準備中のため、もう少し待っていただきたい。
- 村武委員 面積によって使用料が異なるとあるが、どの面積なのか。
- まちづくり推進課長 センター内の、実際に使用される部屋の面積で判定しようと考えている。
- 村武委員 理解した。

次、6ページ12番の社会教育の推進について。今まで公民館がやってきた社会教育施設で行ってきた社会教育を、まちづくりセンターになっても担保していくことはお伺いしているのだが、今まで公民館がやってきた社会教育というのを確認するのはこれが最後なのかと思ってお伺いするのだが、今まで浜田市がやってこられた公民館の担ってきた社会教育と、まちづくりセンターに今後つなげていきたい社会教育というのを教えていただきたい。

生涯学習課長

今まで浜田市が担ってきた社会教育については、公民館の機能である「集う・学ぶ・つなぐ」この3つに沿っていろいろと事業展開してきた。特に浜田市の社会教育施設である公民館が意識してきたのは対話かと思う。まず話すことから始め、そして共有する、そして実践につなげていく。それがそれぞれの事業、数年前の地域力醸成プログラムという島根県の事業から今日に至るまでいろいろな事業展開をしてきた。昨年、社会教育推進計画というものを令和2年2月に教育委員会として作成した。これがまちづくりセンターになっても社会教育を進めていくという1つの計画だが、中にうたっているものとしては、ふるさと郷育、はまだっ子共育、学びのあるまちづくり、この3つを引き続き進めていこうということで、もろもろの事業もこの計画にうたうことによって推進計画が実行できるように、まちづくりセンターになっても引き続き持っていこうということで、浜田市教育委員会としては社会教育を進めてきたし、これからも進めていく予定である。

村武委員

社会教育においては対話が本当に大切だと思っている。対話を重ねることがまちづくりの一番重要なところだと思うので、まちづくりセンターになっても対話を大事にしていきたい。

それと、今年から社会教育士という資格ができたと思うが、現在の公民館で社会教育士になれる方は何人くらいを予定されているか。

生涯学習課長

社会教育士になる予定の職員は現在3名である。社会教育主事は今8名浜田市の公民館主事である。社会教育士は1つ受講する必要がある、それを受ける職員が現在3名である。社会教育主事になるためには4つの項目を受講する必要がある。特に社会教育士になるために、新たにこの4月から入ったものが、社会教育経営論という項目を受講する必要がある。これを受講すれば、社会教育主事の方は社会教育士という称号が貰える。この経営論とは何かというと、今でいう地域づくりのテーマであり、社会教育行政と地域活性化、社会教育行政の経営戦略、学習課題の把握と広報戦略、社会教育における地域人材の育成、

- 学習成果の評価と活用の実際、そして社会教育を推進する地域ネットワークの形成等々、いくつかピックアップしたが、まさに今指摘を受けた広報とか地域づくり、ファシリテート力やコーディネートの技法も学ぶ形となっている。
- 村武委員 市職員の中でも社会教育主事の講習を受けている方がおられると思う。その中で社会教育士を受講される方は今年度はいらっしゃるのか。
- 生涯学習課長 公民館職員には周知した関係で3名の資格取得者が受講を希望したが、ほかの一般職員や一般市民への周知が漏れていた。
- 村武委員 今後も社会教育を推進するためには、社会教育士が大事である。市職員も積極的に受講していただきたい。
- 芦谷委員 会計年度任用職員の任期は。
- まちづくり推進課長 基本的には1年だが、更新制度があるので、更新して継続的に任用したいと考えている。
- 芦谷委員 上限はあるのか。
- 副市長 基本的には5年、要するに4回は雇用者が本人の了解のもとに更新する。5年目には改めて公募となり、その人も応募できる。そこからまた5年間の更新ができる5年が1つのサイクルとなるような対応をしている。
- 芦谷委員 串崎委員からも質問が出たが、まちづくりセンターを作って何をするのかが弱い。5年の人で社会教育主事を取っても任期がある。センター長、各支所の課長も含め正規職員がしっかりそこを進める構えがないと、次々人がかわって、結局何をしたのかという結果になる。
- 古い話だが自治区制度を採用して、新市一体のまちづくりと個性あるまちづくりを進めてきたが、残念ながら各地区の活動を見るとばらばらで、おまけに答弁によってはそのばらばらがよいという。この期に及んでコーディネーターを配置してまちづくり推進課があつて、各支所があつたりして、センター長もいて、全体で話をするにしても一体どういったことをするのか。協働のまちづくり条例を賛成しているので賛成はするが、今のままなら自治区制度の二の舞になる。制度はつくったがなかなか3年、5年しても思ったような成果が上がらないことを心配している。
- まちづくり推進委員会の事務局は持たなくてよいという話があつた。今日の議案質疑の中で、大きな公民館で複数の委員会がある場合は持たなくてよいということはあつたと思うが、私はやはり事務局を持っていて、そこに集中して、そこから情報の受発信をしないと、事務局を持たずにいて前に進むのか。自主防災組織、地区社会福祉協議会、連合自治会の事務局は一体今どこにあるのか。

- まちづくり推進課長 地域によって異なるかもしれないが、自主防災組織がまちづくり推進委員会と兼ねている組織ならまちづくり推進委員会の中に事務局を持っているだろう。地区社会福祉協議会の事務局については申し訳ないが把握していない。自治会の事務局については多くの地域では、それぞれ自治会長が自主的に中心の世話をされたり、会計担当の方が事務局的な役割を担うことが多いとお聞きしている。
- 芦谷委員 やはり全体を引っ張ってまとめる調整役もあるのだが、事務局を位置づけたほうが住民も集いやすいし連絡も行きやすい。例えばフリースペースを設けて、そこに老人クラブであれサロンであれ自治会であれ地区社会福祉協議会であれ、そういった事務局機能を設けることでもしないと、なかなかコーディネーターやファシリテーターだけやっていて、事務局は別で電話連絡も継がないようでは本当によいのか心配である。
- まちづくり推進課長 まちづくりセンターの中に全ての地域の団体の事務局を持つのが必ずしもよいのかどうかは、地域の状況によっても異なると思うし、市からそういった事務局を集約してまちづくりセンターに置く方針を今の段階で具体的にお示しする考えは今のところない。ただ地域の話し合いの中で事務局を設置することが可能で、それが地域の活動にとって望ましい姿であると整理されるのであれば、そういった手法も1つのあり方かと考えている。
- 芦谷委員 重ねて言うようだが、まちづくり推進課、支所の防災自治課、まちづくりコーディネーター、センター長、その職員、こういった方々の全体をまとめて地区を引っ張っていくとか、方向性だとかを見出したり、調整機能はどこが発揮するのか。
- まちづくり推進課長 役割としての人材はコーディネーターになろうかと思うが、おっしゃったように本庁、支所、それぞれ担当課職員もいるので、一緒になって進めていく形を取るようになると思う。
- 地域政策部長 もともと今回のまちづくりセンターを目指すに当たり、社会教育を担保するということで社会教育委員の会の意見を尊重してきた。社会教育委員のほうから今回意見の具申をいただいているが、センター職員は事務だけではなく協働のまちづくりの推進役を担っていく。そのためにどう力を発揮していくかであり、住民の方が事務局に全てを任せ切りにすることは決して協働のまちづくりではなく、自分たちで課題を解決していこうとすることこそが大事である。ただ、地域によってかかわり方に濃淡があると思うので、全てを事務局が持つ考えは全くないが、話し合いの中で例えば過渡期において少しそういうことをお手伝いするとか、それは地域の実情によって柔軟にやるべきではないかと思っている。

- 今ご質問があったように、それではばらばらでどうコーディネートしていくかだが、基本的に中心となってまちづくりを行われるまちづくり推進委員会もまだできてなかったり、できていても自治会が中心でほかの団体が入れていない組織だったりするので、これについてはまちづくり推進委員会も本来こういう構成メンバーでいくのがよいのではということは進めていく必要があると思っており、そういう結びつけや投げかけのときに、社会福祉協議会や自主防災組織やNPOの方々と連携できるようなことを少しずつ浸透されることが重要ではないかと思っている。
- 芦谷委員 前も言ったが、地域の活動は社会福祉なのである。そうするとこの場に健康であれ福祉の方が入ってない。社会福祉協議会も入ってない。本当にうまくいくのか。自治区制度を15年以上やってきて、結果を見れば全市一体のまちづくりが機能してなかった。協働のまちづくり推進条例とこれとは大事なので賛成はするが、大変心配している。
- 道下委員 今度始まるまちづくりセンターの長と、まちづくり委員会の長がうまく折り合いを出しながらまちづくりを進めていくといったところで、その頭になる人が非常に重要な任務なのだろうと思う。
- まちづくり推進課長 新しくセンター長になられる権利が一番あるのは今の公民館長で、公民館長が辞退した場合は地域の人の中からというのが示されているが、それでもだめなら再任用職員、市職員のOBを推薦するのか。
- 道下委員 4月以降のセンター長は、現在の公民館長の意向確認の上、就任いただくかどうか判断したい。就任が難しいなら、地域からの推薦。いずれにせよ地域との協議が必要である。地域の推薦にはいろいろな候補が考えられるが、退職した市職員もセンター長として考えられると思っている。
- 道下委員 再任用職員の指名はないのか。
- まちづくり推進課長 再任用と再雇用と2種あるのだが、再任用職員とは定年退職した職員が引き続き、正職員として勤務を継続するものなので、これは想定していない。センター長に就任するOBは再雇用での就任となる。
- 道下委員 その辺のくだりが紛らわしかったので確認した。
- まちづくり推進課長 思ったのは、質問の中で地域連絡会や市まちづくりセンター連絡協議会を設置して、これらの情報共有をはかる上で成果事例、取り組みについて教育、そういうことをやってまちづくりに対していろいろ発展させていくのだというようなことが書いてあるのだが、今の地域連絡会は地域協議会の連絡会か。
- まちづくり推進課長 ナンバー69でいう地域連絡会は地域協議会のことではない。

- まちづくりセンター同士、相互の連携や、浜田市全体のまちづくりセンターの情報共有、連携を図る場、組織という意味合いである。
- 道下委員 まちづくりセンター同士の連絡会、その次のくだりで市まちづくりセンター連絡協議会とはまた別件か。
- 生涯学習課長 これは現在もある組織であり、浜田市全体の浜田市公民館連絡協議会がこの69番でいくと、市まちづくりセンター連絡協議会である。そして浜田自治区、金城、旭、弥栄、三隅それぞれに自治区連絡協議会、自治区公連と呼んでいるが、それが4月以降は地域連絡会となる。今ある公民館の全市的な組織や各自治区の組織を新たな言い方にして、地域連絡会や市まちづくりセンター連絡協議会に直したものである。
- 道下委員 現在こういった状況でやっていらっしゃると理解した。これを強化していくことが、といった指摘があるのだろうと見た。そこをまさに、このあたりが協議会同士の、よりまちづくりに対していろいろな意見交換をしながら取り組んでいく姿勢強化が必要だろうと思っているがいかがか。
- 生涯学習課長 現在も今回のコロナ関係で集まる機会は減ってきているが、地域との連絡会は、それぞれこの会議に、派遣社会教育主事が行ったり、市職員がかかわったりしながら進めている。引き続き4月以降もこの組織を強化もしながら進めてまいりたい。
- 岡本副委員長 浜田自治区の視点から課題を感じる。まずまちづくりセンターの質問・意見表の65に、旭の協議会から出た改善センター等について、市の負担額について増額を検討しているという、改善センターの位置づけと、浜田には児童館だったり集会所であったり、それに匹敵するような施設がたくさんある。このことについてはどういう立ち位置で。それは別なものか、それとも同じようにある程度は改善や修繕も含めて考えるのか。
- まちづくり推進課長 65番にある生活改善センターについては、施設そのものが市の施設ということで、管理は地元で管理委託をしている市の施設であるという大前提がある。もう1点おっしゃった、浜田自治区における児童館や集会所は市の施設ではない。市からの補助金の交付等はあったかと思うが、地域保有の施設であり、そもそもの位置づけが大きく違う。児童館や地域の集会所については地区まちづくり推進委員会だったり、地元自治会の活動拠点という位置づけで、施設改修などについては市から別途補助金を交付している取り扱いになっている。
- 岡本副委員長 改善センターは市の所有であって、そのほかは違う。けれどもまちづくりか、そういう例えばある程度の団体があったらその傘下にある形から補助金を出していく考えを持っているということだと理解した。

もう1つ、新町、紺屋町、原井、笠柄の中で、町内会長や行政連絡員はだいたい私の年代が務めていることから、協働のまちづくりについてお話しするとかなり認識はあった。ただそこから次の上に上がるところが非常に厳しく、このたびまちづくりセンターを設定することは、目線を変える視点からは非常によい状態、理解を高めるにはよいのだろうと思っている。ただ心配なのは、まちづくりについては私たちは例えば自主防災をしなければいけないとか、孤独死とか、互いの助け合いで守っていかないといけない、そのために協働のまちづくりが必要なのだと話すと大体わかっていただく。

その人たちが今度公民館になるときに、今までの公民館でよいではないかという人も実はいる。しかしこのたびのようにまちづくりセンターにするということに、いろいろ活動している地域の方々と旧市の地域の方々とでは視点が全然違うので、丁寧な説明が必要なのだろうと思う。今我々と執行部といろいろなやりとりしている運用の仕方とかでやっても、皆に理解してもらえないと思う中で、一応私は副部長とお話しするように、地域の1町内から5町内、6町内に集まってもらって、説明してもらうことについて今段取りはしているが、実質その違い、メリットについて、どのように説明されるつもりか。

まちづくり推進課長

地域によっての現状や、まちづくりセンター、公民館とのかかわり方も大きく違う。特に浜田自治区においてはまちづくり委員会ができてなかったりする。まずは協働のまちづくりなり、そういった地域の取り組みの必要性についてしっかり説明させていただく必要があるかと思っている。それは協働のまちづくりの条例の基本理念や考え方を説明するのは全市的な統一の見解でご説明したいが、特にまちづくりセンターとのかかわりについては各地域によってかかわり方もこれまでの経過も違うので、個別の状況を踏まえた中で説明に回りたい。

岡本副委員長

町内の条件が違うのは分かっているが、しっかり捉えていかないと行政連絡員は自分の仕事をすればよいし、単年度だと考えている。しかしここを説明して理解してもらわないと、いろいろな会が、重複して係を持っておられるので、ここをしっかりと理解してメリットをしっかりとアピールして、そのためにまちづくりセンターがあるのだと示してもらわないと、期間が1年で済むのか、3、4年かかるかで変わってくると思っている。もう一度考えを聞かせてほしい。

まちづくり推進課長

地域によって状況が異なる。浜田自治区の中でまちづくりをどうしてよいかわからないという相談も受けている。そういうところは、その地域の皆の熱い思いを形になって進めていかれるような形で、説明も回っていきたいと思っているし、機会が

あるごとにお話の場にも行かせていただいている。これからまちづくり推進委員会の設立なども視野に入れて、行政も一緒に取り組んでいきたいし、まちづくりセンターができればコーディネーターという調整役もいるので、一緒になって進めていきたい。

澁谷委員長

今グローバルスタンダード、新自由主義が全世界的に蔓延した影響を受けて、日本も正規雇用よりも非正規雇用が当たり前というか、ペイオフしやすい体質で一気に景気の浮揚に合わせて固定費の変更をするのが正しい選択だという流れの中で、非正規の方が増えてしまい、自死の問題などたくさんの社会的問題が出ている。

今話を聞くと任期が5年だとか。本当にそういう形でよい仕事ができるのか。まちづくりやそういうことになると長期的展望を踏まえて日常業務をこなす、二段構えが必要ではないか。まちづくりとなると例えば地域の防災計画をつくらないといけない、独居老人の見守り計画もいるかもしれないし、地域のまちづくりの中での健康増進計画である認知症対策についてのサロン活動についてもやらないといけない。また地域の子どもたちに対する見守り計画もつくらないといけない。そうなった場合、この5年の任期で果たしてよい形になるのか疑問に思うのだが。

まちづくり推進課長

先ほど、会計年度任用職員の更新が5年ということであったが、5年で必ず退職ということではなく、その方が引き続き雇用していただける、その職にふさわしい方であればさらにそこからの更新もあるので、必ずしも5年で交代というわけではない。場合によって10年ということもある。

澁谷委員長

まちづくりとなると必要になるのは先ほど言ったような計画が大前提にあり、プランのもとにアクションが起きる。そこからチェックしていくというサイクルができると思うが、そういうときのプランに対して、今こういうプランを各まちづくりセンターがコーディネーターの力をかりながら、非常に複雑で高度なものは必要ないと思っているが、つくっていった修正をかけていく、つくっていくことが強い運動体になると思っているところがある。目標プランの項目は検討されているのか。

まちづくり推進課長

各地域におけるまちづくり計画については、現在も地区まちづくり推進委員会で立てていただいている。地域で話し合いをして課題を抽出して、その課題解決に向けた実施計画ということで、各地域で計画を立てていただいている。浜田自治区では一部まだ計画できてないところもあるが、多くの地域では公民館単位での地区まちづくり推進委員会において、まちづくり計画として、地域の課題解決に向けた計画に取り組んでおられ、

- その計画に基づいて課題解決特別事業などの解決事業に活用していただいている状況にある。
- これから計画をつくられるところについても、そういった既に計画をつくっておられる地域の状況なども参考にさせていただきながら、市からもアドバイスして進めていただいている。
- そういうときにコーディネーターの能力がかかわってくる。支所の職員が今20人となっているが、公民館にある程度張りつくようなことをしながら一緒にやらないと、よい形にならないような気がする。現状、そういう考えはないのか。
- 現状、支所職員が公民館に張りついて一緒になって地域の計画に対応する、現場に張りつくというのは対応として、人員配置のこともあって難しく、行っていない。
- 4月以降のまちづくりセンター化によってコーディネーターだったり市の職員のかかわり方は、改めて整理していきたい。
- この社会教育委員から、公民館から、コミュニティセンター化への移行の提言は、非常に格調高い提言だったと思っている。それに対し行政側も、結果取り組まれたことに対しては敬意を表する。やってみなければわからないことはまだいっぱいあると思うが、決してくじけることなく試行錯誤の中でよい形になるように取り組んでいただきたい。地域が寂れないように自治区制度にしたのだが今度は自治区長を廃止していくとか、それにかわるものはこれ。皆当然そう思って提案されていると思うが、ぜひ皆の衆知を集めて、くじけず挑戦していただきたい。
- 数字を訂正させていただく。先ほど村武委員から問われた、新たな社会教育士の人数だが、私3名と申したが、今年度既にリモート受講や2月にいわみ一るでの講習を受ける職員がいるので、プラス3名で今年度見込みで新たな社会教育士は6名である。訂正しお詫び申し上げます。
- ほかはないようなら質疑を終了してもよいか。
 (「はい」という声あり)
 では以上で質疑を終了させていただく。

2 その他

- そのほかに執行部から何かあるか。
 (「なし」という声あり)
- 委員から何かあるか。
 (「なし」という声あり)
- 議案の採決を行う。ここで執行部は退席されて構わない。

《 執行部退席 》

本日の議案について、採決を行う前に自由討議が必要か。

(「なし」という声あり)

では議案の採決に入る。

「議案第73号 浜田市まちづくりセンター条例の制定について」

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ないか。

(「なし」という声あり)

ご異議なしと認め、原案のとおり可決すべきものと決した。

以上で、本特別委員会に付託された案件の審査は終了する。委員長報告については、正副一任でよろしいか。

芦谷委員

今日もいろいろ議論が出たし、議案質疑でも出た。ぜひ委員長報告に、協働のまちづくり推進条例の関係もあったりするが、このセンター条例について、もう少し執行部が前に進めるように、指摘事項をしっかりと踏まえて進められたいという文言を入れるべきである。

澁谷委員長

その文言を入れるようにしたい。そのほかあるか。

(「なし」という声あり)

12月16日の表決までに正副委員長で作成し、タブレット端末の議案等資料の委員長報告フォルダに入れておくのでご確認いただきたい。

では、次回の特別委員会開催についてはいかがでしょうか。

(以下、日程調整)

以上で本日の委員会は終了する。

(閉 議 14 時 13 分)

浜田市議会委員会条例第65条の規定により委員会記録を作成する。

自治区制度等行財政改革推進特別委員会 委員長 澁谷 幹雄 ㊟